



栃木県公報

平成 18 年
5月19日(金)
第1767号

目 次

告 示

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び 最高限度額を定める告示の一部改正	621
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る介護補償の額を定める告示の一部改正	622
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の知事が定める 施設を定める告示の一部改正	622
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	622
○同	623
○同	624
○介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定辞退	624
○肥料の登録	625
○肥料登録の有効期間の更新	626
○肥料登録事項の変更	629
○肥料登録の失効	630
○土地改良区定款変更の認可	631
○共同施行等の土地改良事業施行の認可	631
○保安林の指定	632

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	632
○平成18年度職業訓練指導員試験の実施	633
○肥料検査の結果	635
○土地改良区役員の退就任	638
○土地改良区清算人の退任	642
○開発行為の工事完了	643

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定	644
----------------------	-----

正 誤

○第1764号中	644
----------	-----

告 示

栃木県告示第三百五十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（平成四年栃木県告示第四百十五号）の一部を次のように改正し、平成十八年五月十九日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成十八年五月十九日

栃木県知事 福田 富 一

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、二九一円	一三、二四六円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇四六円	一三、二四六円
二十五歳以上三十歳未満	五、九二二円	一三、二四六円
三十歳以上三十五歳未満	六、五八〇円	一六、一六一円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇九八円	一九、四七三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二〇二円	二一、六二五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇四三円	二三、一二二円
五十歳以上五十五歳未満	六、五七九円	二三、五五六円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇四二円	二三、三〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、四九八円	二一、四六一円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇七〇円	一五、五三五円
七十歳以上	四、〇七〇円	一三、二四六円

栃木県告示第三百六十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る介護補償の額を定める告示（平成九年栃木県告示第三百八十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年五月十九日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成十八年五月十九日

栃木県知事 福田 富 一

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百七十円」を「十万四千五百九十円」に、「五万六千九百五十円」を「五万六千七百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百九十円」を「五万二千三百円」に、「二万八千四百八十円」を「二万八千三百六十円」に改める。

栃木県告示第三百六十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第九条の二第二号の知事が定める施設を定める告示（平成八年栃木県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年五月十九日

栃木県知事 福田 富 一

第三号を削る。

（職員厚生課）

栃木県告示第三百六十二号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年度分の補助金等から適用する。

平成十八年五月十九日

栃木県知事 福田 富 一

商工労働観光部の部工業振興課の款事業転換円滑化等支援事業補助金の項からとちぎテクノモール事業化支援補助金の項までを削り、同款ものづくり技術強化補助金の項中

「	一 認定企業等が行う知事の認定を受けた技術等の高度化のための研究開発に要する次に掲げる経費 (一) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (二) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (三) 外注加工に要する経費 (四) 技術指導の受け入れに要する経費 (五) 研究開発に直接従事する者の人件費 (六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	当該経費の二分の一以内。ただし、千万円を限度とする。	認定企業等	を
	二 認定企業等が行う新技術及び新製品に係る市場及び販路の開拓に要する次に掲げる経費 (一) 市場及び販路の調査並びに広報宣伝に要する経費 (二) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	当該経費の二分の一以内。ただし、五十万円を限度とする。	認定企業等	
「	一 認定企業等が行う知事の認定を受けた技術等の高度化のための研究開発に要する次に掲げる経費 (一) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (二) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (三) 外注加工に要する経費 (四) 技術指導の受け入れに要する経費 (五) 研究開発に直接従事する者の人件費 (六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	当該経費の二分の一以内。ただし、千万円を限度とする。	認定企業等	に

改める。

栃木県告示第三百六十三号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年度分の補助金等から適用する。

平成十八年五月十九日

栃木県知事 福田 富一

商工労働観光部の部工業振興課の款ものづくり技術強化補助金の項の次に次のように加える。

産業競争力強化補助金	県内に主たる事業所を有する複数の中小企業者から成る企業集団（以下この項において「企業群」という。）が行う新たな事業の	企業群が産業競争力強化補助金交付要領（平成十八年五月八日付け工第百十号商工労働観光部長通知）に基づき行う新技術又は新製品の開発に要する次に掲げる経費 一 事業計画の評価又は指導の受入れに要する経費	当該経費の二分の一以内。ただし、三百万円を限度とする。	企業群
------------	--	---	-----------------------------	-----

	創出を促進し、も つて中小企業の競 争力の強化を図る。	二 市場調査又は技術動向調査に要 する経費 三 原材料又は副資材の購入に要す る経費 四 機械装置又は工具器具の購入、 試作、借入れ等に要する経費 五 外注加工に要する経費 六 研究開発の委託に要する経費 七 技術指導の受入れに要する経費 八 技術研修の受講に要する経費 九 前各号に掲げるもののほか、知 事が特に必要と認める経費		
--	-----------------------------------	--	--	--

栃木県告示第三百六十四号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年度分の補助金等から適用する

平成十八年五月十九日

栃木県知事 福田 富 一

商工労働観光部の部工業振興課の款栃木県地域産業活性化推進事業費補助金の項交付の目的の欄中「事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他知事が適当と認める団体（以下この項において「組合等」という。）が行う」を削り、同項交付の対象である事務又は事業の内容の欄、交付率又は金額の欄及び交付の相手方の欄を次のように改める。

一 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他知事が適当と認める団体（以下この項において「組合等」という。）が行う地場産品の需要の開拓を推進する事業で知事が認定したものに要する経費	当該事業に要する経費の二分の一以内。ただし、知事が別に定める額を限度とする。	組合等
二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で知事が適当と認めるもの（以下この項において「地域公益法人」という。）が栃木県地域産業活性化推進事業費補助金交付要領（平成十六年六月一日付け工第百五十六号商工労働観光部長通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費 (一) 新商品開発能力育成等事業 (二) 地域人材確保・養成事業 (三) 地場産品展示・普及等事業 (四) デザイン力育成支援事業	当該事業に要する経費の二分の一（四）に掲げる事業に要する経費のうち謝金に係るものにあつては、三分の二以内。ただし、知事が別に定める額を限度とする。	地域公益法人

（工業振興課）

栃木県告示第365号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設から指定辞退の届出があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所 番号	指定介護療養型医療施設		指 定 の 申 請 者		指定辞退 の年月日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名 及 び 住 所		
10112291	第一柴病院	宇都宮市竹林 町512番地1	医療法人康積会 宇都宮市竹林町 504番地	柴 美佳子 宇都宮市竹林 町504番地	平成18年 4月30日	介護療養型 医療施設
12310216	田村病院	下都賀郡大平 町西水代1835 番地1	医療法人社団翠会 下都賀郡大平町西 水代1835番地1	田村 治 下都賀郡大平 町西水代1835 番地1	平成18年 4月30日	介護療養型 医療施設

(高齢対策課)

栃木県告示第366号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	登 録 年月日
栃 木 県 第1792号	炭酸カルシ ウム肥料	粉状11炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 く溶性苦土 11.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	株式会社トレックス 栃木県佐野市築地町5 番15号	H17.10.11
栃 木 県 第1793号	炭酸カルシ ウム肥料	粉状11炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 く溶性苦土 11.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	片柳石灰工業株式会社 栃木県佐野市出流原町 70番	H17.10.11
栃 木 県 第1794号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状エコゾ ア苦土石灰	アルカリ分 50.0 可溶性苦土 15.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	コンソルコーポー レーション株式会 社 東京都千代田区一番町 10番地2号	H17.10.20
栃 木 県 第1795号	混合石灰肥 料	粒状腐植酸 入り苦土石 灰肥料	アルカリ分 48.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される 有害成分の最大 量(%)及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	東野産業株式会社 栃木県下都賀郡都賀町 大字家中4837番地	H17.11.28
栃 木 県 第1796号	魚かす粉末	トムソン魚 骨粉	窒素全量 5.5 りん酸全量 15.0	該当事項なし	トムソンコーポー レーション株式会 社 東京都千代田区内神田 1丁目18番11号	H17.12.26

栃 木 県 第 1797 号	混合石灰肥料	75粒状混合 消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される 有害成分の最大 量（％）及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	東野産業株式会社 栃木県下都賀郡都賀町 大字家中 4837 番地	H18.2.9
栃 木 県 第 587 号	副産石灰肥料	マグライム 印 50副生石灰	アルカリ分 50.0	含有を許される 有害成分の最大 量（％）及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	清水石灰工業株式会社 栃 木 県 佐 野 市 山 菅 町 3637 番地	H18.2.20
栃 木 県 第 1800 号	配合肥料	トムソン焼 成骨球＋油 粕	窒素全量 3.0 りん酸全量 7.5	含有を許される 有害成分の最大 量（％）及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	トムソンコーポレー ション株式会社 東京都千代田区内神田 1 丁目 18 番 11 号	H18.2.28
栃 木 県 第 1802 号	混合石灰肥料	粒状混合消 石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される 有害成分の最大 量（％）及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	有限会社飯塚石灰工業 所 栃木県鹿沼市加園 975 番 地	H18.3.9
栃 木 県 第 1798 号	副産植物質 肥料	ナチュラル グリーンマ スター 1 号	窒素全量 12.0 りん酸全量 1.0	該当事項なし	株式会社シェフコ 東 京 都 板 橋 区 西 台 2-12-12	H18.3.15
栃 木 県 第 1799 号	副産植物質 肥料	ナチュラル グリーンマ スター 2 号	窒素全量 10.0 りん酸全量 1.0	該当事項なし	株式会社シェフコ 東 京 都 板 橋 区 西 台 2-12-12	H18.3.15
栃 木 県 第 1801 号	混合石灰肥料	粒状混合石 灰肥料	アルカリ分 75.0	含有を許される 有害成分の最大 量（％）及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	株式会社栃木カルテッ ク 栃木県栃木市河合町 5 番 3 号 岡ビル 3 階	H18.3.15

栃木県告示第367号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	更 新 年月日
栃 木 県 第 1654 号	加工家きん ふん肥料	ネオオルガ	窒素全量 2.5 りん酸全量 6.0	含有を許される 有害成分の最大 量（％）及びそ の他の制限事項	日田産業株式会社 埼玉県草加市旭町五丁 目 3 番 11 号	H17.10.25

			加里全量 3.0	は公定規格のと おり		
栃 木 県 第1657号	混合石灰肥料	粒状水マグ・ カキガラ混 合石灰肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 15.0	含有を許される 有害成分の最大 量(%)及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	吉澤石灰工業株式会社 東京都中央区日本橋小 舟町3番2号	H17.11.15
栃 木 県 第1658号	生石灰	33苦土生石 灰	アルカリ分 108.0 く溶性苦土 33.0	該当事項なし	田政礦業株式会社 栃木県栃木市沼和田町 5番41号	H17.11.30
栃 木 県 第1575号	炭酸カルシ ウム肥料	顆粒炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	清水石灰工業株式会社 栃木県佐野市山菅町 3637番地	H17.11.15
栃 木 県 第1290号	混合石灰肥 料	顆粒混合炭 酸苦土石灰	アルカリ分 50.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される 有害成分の最大 量(%)及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	駒形石灰工業株式会社 栃木県佐野市あくど町 4201番地	H17.11.9
栃 木 県 第1449号	混合石灰肥 料	35土壌改良 用混合石灰	アルカリ分 35.0	含有を許される 有害成分の最大 量(%)及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	清水礦業株式会社 栃木県佐野市山菅町 3491番地	H17.11.15
栃 木 県 第1659号	生石灰	顆粒30苦土 生石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0	該当事項なし	有限会社エクセル・パル 栃木県栃木市平井町749 番地	H17.12.20
栃 木 県 第1660号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	該当事項なし	有限会社エクセル・パル 栃木県栃木市平井町749 番地	H17.12.20
栃 木 県 第1661号	消石灰	防散72消石 灰	アルカリ分 72.0	該当事項なし	有限会社エクセル・パル 栃木県栃木市平井町749 番地	H17.12.20
栃 木 県 第1662号	炭酸カルシ ウム肥料	16炭酸苦土 石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 16.0 く溶性苦土 11.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	有限会社エクセル・パル 栃木県栃木市平井町749 番地	H17.12.20
栃 木 県 第1663号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状15炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	有限会社エクセル・パル 栃木県栃木市平井町749 番地	H17.12.20

栃 木 県 第1664号	混合石灰肥料	粒状混合消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量(%)及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社エクセル・パル 栃木県栃木市平井町749番地	H17.12.20
栃 木 県 第1733号	混合石灰肥料	粒状混合消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量(%)及びその他の制限事項は公定規格のとおり	アイアグリ株式会社 茨城県土浦市北神立町2番地12	H17.12.13
栃 木 県 第1734号	混合石灰肥料	羽鶴粒状混合消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量(%)及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日鉄鉱業株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	H18.1.10
栃 木 県 第1737号	混合石灰肥料	粒状混合消石灰	アルカリ分 75.0	含有を許される有害成分の最大量(%)及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大竹工業株式会社 栃木県佐野市山菅町3337番地	H18.1.10
栃 木 県 第1576号	消石灰	72顆粒消石灰	アルカリ分 72.0	該当事項なし	吉澤石灰工業株式会社 東京都中央区日本橋小舟町3番2号	H18.2.1
栃 木 県 第1518号	消石灰	65.0粒状消石灰肥料	アルカリ分 65.0	該当事項なし	村檜石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号	H18.1.20
栃 木 県 第1553号	混合石灰肥料	混合石灰肥料30号	アルカリ分 35.0 く溶性苦土 6.0	含有を許される有害成分の最大量(%)及びその他の制限事項は公定規格のとおり	秩父ケミカル株式会社 東京都千代田区外神田五丁目2番3号	H18.1.16
栃 木 県 第1459号	混合石灰肥料	72.0くみあい粒状混合消石灰	アルカリ分 72.0	含有を許される有害成分の最大量(%)及びその他の制限事項は公定規格のとおり	村檜石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号	H18.2.13
栃 木 県 第1577号	混合石灰肥料	アヅミン入り防散混合石灰	アルカリ分 56.0 く溶性苦土 18.0	含有を許される有害成分の最大量(%)及びその他の制限事項は公定規格のとおり	村檜石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町1番10号	H18.3.3
栃 木 県 第1520号	炭酸カルシウム肥料	粒状50炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	吉澤石灰工業株式会社 東京都中央区日本橋小舟町3番2号	H18.4.27

栃 木 県 第1522号	混合石灰肥料	アヅミン入り 高苦土生 石灰	アルカリ分 95.0 く溶性苦土 28.0	含有を許される 有害成分の最大 量（％）及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	吉澤石灰工業株式会社 東京都中央区日本橋小 舟町 3 番 2 号	H18.4.27
栃 木 県 第1741号	混合石灰肥料	ほう素入り 顆粒苦土生 石灰	アルカリ分 100.0 く溶性苦土 30.0 水溶性ほう 素 0.50	含有を許される 有害成分の最大 量（％）及びそ の他の制限事項 は公定規格のと おり	田沢工業株式会社 栃木県佐野市豊代町585 番地	H18.4.23
栃 木 県 第1523号	炭酸カルシ ウム肥料	53.0 炭酸カル シウム肥料	アルカリ分 53.0	その他の制限事 項は公定規格の とおり	村楳石灰工業株式会社 栃木県佐野市宮下町 1 番10号	H18.4.27

栃木県告示第368号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項又は第4項の規定により、肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	生産業者の 氏名又は名 称及び住所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
				新	旧	
栃 木 県 第1454号	炭酸カル シウム肥 料	粒状15炭 酸苦土石 灰肥料	岡田石灰工 業株式会社 栃 木 県 栃 木市鍋山町 440番地	(名称及び所在地の追加) 岡田石灰工業株式会社 栃木県栃木市鍋山町440番地 岡田石灰工業株式会社栃木 工場 栃木県栃木市鍋山町512	岡田石灰工業株式会社 栃木県栃木市鍋山町 440番地	H17.11.18
				(保管する施設の所在地の 追加) 栃木県栃木市鍋山町440番地 栃木県栃木市鍋山町512	栃木県栃木市鍋山町 440番地	
栃 木 県 第1754号	炭酸カル シウム肥 料	粒状15炭 酸苦土石 灰肥料	株式会社栃 木カルテッ ク 栃木県栃木 市河合町 5 番 3 号 岡 ビル 3 階	(名称及び所在地の追加) 株式会社栃木カルテック 栃木県栃木市河合町 5 番 3 号 岡ビル 3 階 株式会社栃木カルテック 葛生工場 栃木県佐野市宮下町7-10	株式会社栃木カルテッ ク 栃木県栃木市河合町 5 番 3 号 岡ビル 3 階	H17.11.18
				(保管する施設の所在地の 追加) 栃木県栃木市河合町 5 番 3 号 岡ビル 3 階 栃木県佐野市宮下町7-10	栃木県栃木市河合町 5 番 3 号 岡ビル 3 階	

栃 木 県 第1774号	炭酸カル シウム肥 料	粒状11炭 酸苦土石 灰	東野産業株 式会社	(名称及び所在地の追加) 東野産業株式会社 栃木県下都賀郡都賀町大字 家中4837番地 東野産業株式会社 栃木第 三工場 栃木県栃木市鍋山町512番地	東野産業株式会社 栃木県下都賀郡都賀町 大字家中4837番地	H18.2.2
栃 木 県 第1775号	炭酸カル シウム肥 料	粒状16炭 酸苦土石 灰	栃木県下都 賀郡都賀町 大 字 家 中 4837番地	(保管する施設の所在地の 追加) 栃木県下都賀郡都賀町大字 家中4837番地 栃木県栃木市鍋山町512番地		
栃 木 県 第1776号	消石灰	70消石灰			栃木県下都賀郡都賀町 大字家中4837番地	
栃 木 県 第1778号	生石灰	30苦土生 石灰	東野産業株 式会社 栃木県下都 賀郡都賀町 大 字 家 中 4837番地	(名称及び所在地の追加) 東野産業株式会社 栃木県下都賀郡都賀町大字 家中4837番地 東野産業株式会社 栃木第 四工場 栃木県栃木市鍋山町426番地 (保管する施設の所在地の 追加) 栃木県下都賀郡都賀町大字 家中4837番地 栃木県栃木市鍋山町426番地	東野産業株式会社 栃木県下都賀郡都賀町 大字家中4837番地	H18.2.2
栃 木 県 第1774号	炭酸カル シウム肥 料	粒状11炭 酸苦土石 灰	東野産業株 式会社	(名称及び所在地の追加) 東野産業株式会社 栃木県下都賀郡都賀町大字 家中4837番地 東野産業株式会社 栃木第 二工場 栃木県栃木市鍋山町440番地	東野産業株式会社 栃木県下都賀郡都賀町 大字家中4837番地	
栃 木 県 第1776号	消石灰	70消石灰	栃木県下都 賀郡都賀町 大 字 家 中 4837番地			
栃 木 県 第1778号	生石灰	30苦土生 石灰		(保管する施設の所在地の 追加) 栃木県下都賀郡都賀町大字 家中4837番地 栃木県栃木市鍋山町440番地	栃木県下都賀郡都賀町 大字家中4837番地	
栃 木 県 第1781号	配合肥料	日清配合 64	日清ガーデ ンメイト株 式会社	(代表者の氏名) 宮入 利和	丸野 亮二	H17.12.5
栃 木 県 第1782号	家庭園芸 用複合肥 料	SEA 肥料				
栃 木 県 第1783号	家庭園芸 用複合肥 料	日清有機 入り複合 肥料	東京都中央 区新川一丁 目23番1号			

栃木県告示第369号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年 5 月19日

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 業 者 の 氏 名 又は 名 称 及 び 住 所	失 効 年 月 日
栃 木 県 第1743号	配合肥料	日清配合 64	窒素全量 1.0 りん酸全量 18.0 く溶性りん酸 3.5 く溶性加里 3.0 水溶性加里 2.0 く溶性苦土 1.0	含有を許される有害成分の最大量 (%) 及びその他の制限事項は公定規格のとおり	日清オイリオグループ株式会社 東京都中央区新川一丁目23番1号	H17.5.20
栃 木 県 第1780号	魚かす粉末	トムソン 魚骨粉	窒素全量 5.5 りん酸全量 17.5	該当事項なし	トムソンコーポレーション株式会社 東京都千代田区内神田1丁目18番11号	H17.12.2
栃 木 県 第1755号	混合石灰肥料	粒状混合 石灰肥料	アルカリ分 72.0	含有を許される有害成分の最大量 (%) 及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社栃木カルテック 栃木県栃木市河合町5番3号 岡ビル3階	H18.2.20

(経営技術課)

栃木県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
馬 頭 土 地 改 良 区	平成18年 4 月20日
氏 家 土 地 改 良 区	平成18年 4 月24日
東 山 新 田 土 地 改 良 区	平成18年 4 月24日
田 所 土 地 改 良 区	平成18年 4 月24日
金 田 北 部 土 地 改 良 区	平成18年 4 月28日

栃木県告示第371号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の事業主体の土地改良事業の施行を認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

事業主体名	事業名	認可年月日
稲沢パイロット地区 土地改良事業共同施行	稲沢パイロット地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成18年 5 月 8 日

（農地計画課）

栃木県告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林の所在場所
那須郡那珂川町盛泉字塩沢2335の1、2336、2342から2345まで
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

（森林土木課）

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県生活環境部文化振興課において縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

申請の あった 年月日	特定非営利活動 法人の名称	代表者の 氏名	主たる事務 所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成 18 年 5 月 10 日	特定非営利活動 法人介護福祉セン ターサニーハート	中原 淳	栃木県宇都宮 市東宝木町 5 番 26 号	この法人は、要介護者と その家族に対し、介護保 険法に基づく居宅サービ ス事業、介護保険法に基 づく居宅介護支援事業等 の介護に関する事業を行 い、地	平成 18 年 7 月 10 日

				域の福祉に寄与することを 目的とする。	
--	--	--	--	------------------------	--

(文化振興課)

○平成18年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定により公示する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福田 富 一

1 試験の区分

(1) 指導方法及び関連学科について試験を実施する免許職種

機械科、電子科及び建築科

(2) 指導方法について試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる免許職種（（1）に掲げる免許職種を除く。）

2 試験の科目

職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる免許職種について指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）の試験を実施する。

1の（1）に掲げる免許職種について次のとおり関連学科（系基礎学科及び専攻学科）の試験を実施する。

機械科	関連学科 (1) 系基礎学科 ① 機械工学（機械要素 機構と運動） ② 材料（材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤） ③ 工作法（N C工作法 機械工作法 ジグ 工具） ④ 測定法（測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験） ⑤ 安全衛生（安全管理 衛生管理） (2) 専攻学科 ① 加工法（切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法） ② 機械製図（機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション）
電子科	関連学科 (1) 系基礎学科 ① 電気理論（電気磁気学 直流及び交流理論） ② 電子工学（デジタル回路 アナログ回路 半導体工学 測定法） ③ 電気・電子機器（電気機器 電子機器） ④ 材料（電気材料 電子部品） ⑤ 安全衛生（安全管理 衛生管理） (2) 専攻学科 ① 通信工学（情報理論 通信システム方式 伝送工学 通信処理） ② 機器設備（端末設備 伝送交換設備 ネットワーク） ③ 制御工学（制御理論 数値制御 コンピュータ制御） ④ 工作法（電子機器の組立 修理及び調整法）
建築科	関連学科 (1) 系基礎学科 ① 建築工学（構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規） ② 安全衛生（安全管理 衛生管理） (2) 専攻学科 ① 建築設計（建築設計 設備設計 建築計画） ② 施工法（建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算） ③ 材料（建築用材料）

3 受験資格

職業能力開発促進法施行規則第45条の2の規定に該当する者であって、同令第46条の規定により下記のいずれかに該当する者

- (1) 実技試験の全部及び関連学科試験の全部が免除となる者
- (2) 機械科、電子科及び建築科の受験者で実技試験の全部が免除となる者

4 試験の期日

平成18年 8 月11日 (金)

指導方法 午前10時00分～午前10時45分

関連学科 (系基礎学科) . . . 午前11時00分～午後12時00分

関連学科 (専攻学科) 午後 1 時00分～午後 2 時00分

5 試験の場所

宇都宮市野沢町 4 - 1

パルティ とちぎ男女共同参画センター研修室301・302

※ なお、試験当日は試験開始30分前までに集合すること。

6 受験申請手続

(1) 提出書類

- ① 職業訓練指導員試験受験申請書
- ② 履歴書 (受験申請書の裏面)
- ③ 受験票・写真票

申請前 6 ヶ月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真 1 枚貼付 (3 cm× 4 cmの大きさで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。)

- ④ 試験の免除を受けることができる者であることを証する書類

(2) 書類の提出先

〒320-8501 宇都宮市埴田 1 丁目 1 番20号

栃木県商工労働観光部職業能力開発課技能振興担当

※ 郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

平成18年 6 月19日 (月) から同月30日 (金) まで

※ 郵送の場合は、6 月30日までに職業能力開発課必着。

(4) 受験手数料の額

学科試験 (指導方法及び関連学科) 3,100円

(5) 受験手数料の納付方法

受験手数料相当額の栃木県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼付するものとする。

なお、受験申請書受理後、手数料は返還しないものとする。

(6) 受験票の交付

受験申請書を受理した後、受験票を送付する。

7 合格者の発表

(1) 合否判定の基準

- ① 学科試験の関連学科及び指導方法を受験する者

学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の 6 割以上の得点があり、かつ学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の 5 割以上の得点がある場合は、合格とする。

- ② 学科試験のうち指導方法のみ受験する者

学科試験の指導方法について満点の 6 割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 合格発表の方法

平成18年 9 月 1 日 (金) に合格者の受験番号を栃木県公報で公示するとともに、栃木県庁南庁舎 1 号館 (旧宇都宮中央郵便局) に掲示するほか、合格者あて通知する。

なお、栃木県のホームページにも、合格者受験番号を掲載する。

ホームページアドレス (<http://www.pref.tochigi.jp/shokunou/bosyu/02/sidouin01.html>)

8 欠格者

職業能力開発促進法第28条第5項の規定により3に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

9 その他

- (1) 試験当日は、受験票及び筆記用具（黒ボールペン）を持参すること。
- (2) 受験申請書は、栃木県商工労働観光部職業能力開発課、各県立高等産業技術学校、各県民センター、及び栃木県職業能力開発協会等において配布する。

(3) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例に基づき、合格発表の日から1ヶ月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、受験者本人が自動車運転免許証等本人を確認できるものと受験票又は合格通知を持参すること。（受験者本人に限る。代理は不可）なお、電話による開示には応じない。

○開示実施場所：職業能力開発課

○開 示 期 間：平成18年9月1日（金）から同月29日（金）

(4) 問い合わせ先

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県商工労働観光部職業能力開発課技能振興担当

TEL028-623-3237

（職業能力開発課）

○肥料検査の結果

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成18年 5月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 普通肥料

肥 料 の 種 類 等	保証票の添付者の 氏 名 又 は 名 称	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
生 石 灰	共同肥料有限公司	30 苦土生石灰	AL、CMg				
	村檜石灰工業株式会社	30 苦土生石灰	AL、CMg				
	岡田石灰工業株式会社	30 苦土生石灰特号	AL、CMg				
消 石 灰	協和株式会社	72 顆粒肥料消石灰	AL				
配 合 肥 料	日清ガーデンメイト株式会社	日清配合64	TN、TP、CP、CK、WK、CMg				
家庭園芸用 複 合 肥 料	日清ガーデンメイト株式会社	SEA 肥料	TN、TP、CP、TK、CK、WK、CMg				

混合有機質 肥 料	株式会社関東農産	米ぬか有機 1 号	TN、TP、 TK				
	株式会社関東農産	米ぬか有機 2 号	TN、TP、 TK				
	トキタ種苗株式会社	トキタ植物有機 1 号	TN、TP、 TK				
混合有機質 肥 料	有限会社 バルブアンドナー セリー	ほっとボカシ	TN、TP、 TK				

(注)

- (1) 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料 1 点について検査した結果である。
- (2) 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- (3) 分析検査を実施した主成分の略号は、次のとおりである。

CMg-く溶性苦土、AL-アルカリ分、TN-窒素全量、TP-りん酸全量、CP-く溶性りん酸
TK-加里全量、CK-く溶性加里、WK-水溶性加里

2 特殊肥料

肥料の指定名	生産業者、輸入 業者若しくは販 売業者又は表示 者の氏名又は名称	肥料の届出名 (商品名)	検査の結果		備考
たい肥	有限会社那須産業	熟成堆肥 細粒	TN TP TK C/N	0.9% 1.8% 0.7% 14	
	有限会社那須産業	スーパー P コン	TN TP TK TCu TZn C/N	3.7% 7.0% 3.6% 282mg/kg 760mg/kg 7	
	農事組合法人玉生 きのこ生産組合	作物にやさしい ソフトたい肥	TN TP TK C/N	0.6% 0.2% 0.5% 20	
	全国開拓農業協同 連合会	牛ふん堆肥	TN TP TK C/N	0.9% 1.6% 1.8% 13	
	株式会社日清畜産 センター	たい肥 (豚ふん)	TN TP TK TCu TZn	1.5% 2.2% 1.6% 158mg/kg 359mg/kg	

			C/N	10	
	新宮印刷株式会社	みなぎる有機	TN	1.4%	
			TP	2.5%	
			TK	1.9%	
			TCu	57mg/kg	
			TZn	305mg/kg	
			C/N	9	
	富士通株式会社	のびのびグリーン・ 那須	TN	2.0%	
			TP	0.3%	
			TK	0.3%	
			C/N	19	
	関東有機肥料株式会社	五光Ⅱ	TN	1.5%	
			TP	6.9%	
			TK	3.7%	
			TZn	428mg/kg	
			C/N	11	
	有限会社サツマ	牛ふんたい肥	TN	0.6%	
			TP	0.3%	
			TK	0.5%	
			C/N	22	
	有限会社フナオカ	樹皮堆肥	TN	0.6%	
			TP	0.5%	
			TK	0.6%	
			C/N	17	
動物の排せつ物	有限会社宇野養豚所	宇野豚糞	TN	3.9%	
			TP	7.7%	
			TK	2.6%	
			TCu	248mg/kg	
			TZn	788mg/kg	
			C/N	7	
たい肥	ホウライ株式会社	たい肥	TN	0.8%	
			TP	0.6%	
			TK	0.9%	
			C/N	14	
	原口 一雄	鶏糞	TN	1.9%	
			TP	6.2%	
			TK	4.4%	
			TCu	52mg/kg	
			TZn	446mg/kg	

	有限会社磯ヶ谷養鶏園	発酵鶏糞	C/N	10	
			TN	3.7%	
			TP	4.6%	
			TK	3.2%	
			TZn	328mg/kg	
			C/N	6	
	森 昌昭	コンポストグリーン	TN	0.9%	
			TP	0.9%	
			TK	0.4%	
			C/N	14	
	有限会社京栃	南国たい肥	TN	2.6%	
			TP	2.0%	
			TK	3.0%	
			C/N	7	
	有限会社グリーンドリーム	ふんわか堆肥	TN	1.4%	
			TP	1.8%	
			TK	1.8%	
			C/N	14	
	有限会社鈴木養豚	ビッグパワー	TN	3.8%	
			TP	7.0%	
			TK	3.2%	
			TCu	327mg/kg	
			TZn	847mg/kg	
			C/N	4	

(注)

分析検査を実施した主成分の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、C/N－炭素窒素比（経営技術課）

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役 職 名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 月 日	就 任 月 日
大 山 土 地 改 良 区	理 事	川 俣 一 己		河内郡上三川町大字大山506	16.7.16	
	〃	吉 田 勝		〃 〃 〃 747	18.3.21	
	〃		稲 葉 喜 美	〃 〃 〃 541		18.4.16

	理 事		川俣 利夫	河内郡上三川町大字大山 505		18.4.16
下ヶ橋河原 土地改良区	理 事	手塚 豊	手塚 豊	河内郡河内町大字下ヶ橋 772-1	18.3.31	18.4.1
	〃	桜井 忠夫	桜井 忠夫	〃 〃 〃 711	〃	〃
	〃	郷間 眞	郷間 眞	〃 〃 〃 719-9	〃	〃
	〃	郷間 守夫	郷間 守夫	〃 〃 〃 847	〃	〃
	〃	郷間 忠幸	郷間 忠幸	〃 〃 〃 704	〃	〃
	〃	郷間 實	郷間 實	〃 〃 〃 2373	〃	〃
	〃	郷間 昭	郷間 昭	〃 〃 〃 918-2	〃	〃
	〃	郷間 敏一	郷間 敏一	〃 〃 〃 710	〃	〃
	〃	郷間 忠	郷間 忠	〃 〃 〃 701	〃	〃
	〃	藤会 光雄	藤会 光雄	〃 〃 大字白沢 1151-1	〃	〃
	〃	手塚 信夫	手塚 信夫	〃 〃 〃 1104	〃	〃
	〃	飯田 充良	飯田 充良	〃 〃 〃 1131	〃	〃
	〃	飯沼 諄	飯沼 諄	〃 〃 〃 1900	〃	〃
	〃	宇梶 勝男	宇梶 勝男	河内郡上河内町芦沼 1767	〃	〃
	〃	稲垣 稔		〃 〃 上田原 1820-3	〃	
	〃	渡辺 健		〃 〃 大字白沢 1910	17.1.24	
	〃		猪瀬 藤至	〃 〃 〃 1933		18.4.1
	〃		郷間 昌男	〃 〃 下岡本 1634-1		〃
	監 事	郷間和多二	郷間和多二	〃 〃 大字下ヶ橋 806	18.3.31	〃
	〃	手塚 典雄	手塚 典雄	〃 〃 〃 687	〃	〃
	〃	手塚 俊夫	手塚 俊夫	〃 〃 〃 826	〃	〃
塩 山 土地改良区	理 事	秋澤 武夫		鹿沼市塩山町 986	18.3.31	
	〃	和久井雄一		〃 〃 162	〃	
	〃	高山 一郎		〃 〃 994	〃	
	〃	古林 秀一		〃 奈佐原町 364	〃	
	〃	塚 原 満		〃 塩山町 292	〃	
	〃	三品 一男		〃 〃 807-2	〃	
	〃	黒 川 進		〃 〃 882	〃	
	〃	福田 明男		〃 〃 346-1	〃	
	〃	矢口 勝男		〃 〃 146	〃	
	〃		赤羽根昭夫	〃 〃 936		18.4.1

	理 事		高山 延夫	鹿沼市塩山町 802		18.4.1
	〃		関口 忠雄	〃 村井町 139-1		〃
	〃		佐藤 全宏	〃 塩山町 885		〃
	〃		大門 正一	〃 〃 672		〃
	〃		赤羽根 繁	〃 〃 303		〃
	〃		谷田部 明	〃 〃 228		〃
	〃		和久井 仁	〃 〃 119-2		〃
	〃		塚原 保之	〃 〃 167-1		〃
	監 事	森野 静雄		〃 〃 933-1	18.3.31	
	〃	矢口 嘉秀	矢口 嘉秀	〃 〃 172	〃	18.4.1
	〃		塚原 真行	〃 〃 701-3		〃
物 井 土地改良区	理 事	保坂 國雄		芳賀郡二宮町大字物井 1750-1	18.3.31	
	〃	上野 純一		〃 〃 〃 461	〃	
	〃	保坂 鉄雄		〃 〃 〃 142-1	〃	
	〃	池田 正敏		〃 〃 〃 22-1	〃	
	〃	大木 茂		〃 〃 〃 55-2	〃	
	〃	上野 一治		〃 〃 〃 1681-2	〃	
	〃	片桐 繁昌		真岡市東大島 1054-1	〃	
	〃	豊田 操	豊田 操	芳賀郡二宮町大字物井 75-2	〃	18.4.1
	〃	小宅 清公	小宅 清公	〃 〃 大字高田 1828	〃	〃
	〃	上野 哲夫	上野 哲夫	〃 〃 大字物井 58-1	〃	〃
	〃	小宅 淳右	小宅 淳右	〃 〃 〃 2982	〃	〃
	〃	松本幸三郎	松本幸三郎	〃 〃 〃 1181-4	〃	〃
	〃	斉藤 道夫	斉藤 道夫	〃 〃 〃 1173	〃	〃
	〃	増渕 三郎	増渕 三郎	〃 〃 〃 1724-1	〃	〃
	〃	横倉 秀男	横倉 秀男	〃 〃 〃 1684-1	〃	〃
	〃	村上 陽一	村上 陽一	〃 〃 〃 1871	〃	〃
	〃	中野 丈夫	中野 丈夫	〃 〃 〃 2121	〃	〃
	〃	池上 三男	池上 三男	〃 〃 〃 2085-1	〃	〃
	〃	高山 和男	高山 和男	〃 〃 大字高田 1000-1	〃	〃
	〃	島田 貞男	島田 貞男	〃 〃 大字物井 939-1	〃	〃
	〃		保坂 一之	〃 〃 〃 1746		〃

	理 事		猪野 邦夫	芳賀郡二宮町大字物井 413-12		18.4.1
	〃		猪野 忠秀	〃 〃 〃 166-1		〃
	〃		豊田 宣雄	〃 〃 〃 34		〃
	〃		池田 正美	〃 〃 〃 25		〃
	〃		渡辺 米三	〃 〃 〃 1639		〃
	〃		片桐 光一	真岡市東大島 1252		〃
	監 事	豊田 勇	豊田 勇	芳賀郡二宮町大字物井 441-2	18.3.31	〃
	〃	中野 敏巳	中野 敏巳	〃 〃 〃 2122	〃	〃
	〃	稲見 勝男	稲見 勝男	〃 〃 大字高田 1523	〃	〃
小 貝 川 西 土 地 改 良 区	理 事	荒井 芳男		芳賀郡二宮町大字桑ノ川 512-4	14.2.2	
	〃	竹澤 一郎		〃 〃 大字高田 715-2	〃	
	〃	山口 宏		〃 〃 大字桑ノ川 402	〃	
	〃	藤井 光三		真岡市東大島 1259-6	〃	
	〃	日賀野定一	日賀野定一	芳賀郡二宮町大字高田 30-2	〃	14.4.1
	〃	海老原起重郎	海老原起重郎	〃 〃 大字物井 1232	〃	〃
	〃	長岡 昭	長岡 昭	〃 〃 大字高田 2639	〃	〃
	〃	野澤 志郎	野澤 志郎	〃 〃 〃 1874	〃	〃
	〃	小島 守市	小島 守市	〃 〃 大字鹿 1219	〃	〃
	〃	高山 逸朗	高山 逸朗	〃 〃 大字高田 1005	〃	〃
	〃	池田 榮作	池田 榮作	〃 〃 大字物井 1231-8	〃	〃
	〃	稲見 好郎	稲見 好郎	筑西市奥田 200-20	〃	〃
	〃	深谷 早苗	深谷 早苗	芳賀郡二宮町大字物井 1230-3	〃	〃
	〃	齋藤 一郎	齋藤 一郎	〃 〃 〃 1267-1	〃	〃
	〃	萩原 一夫	萩原 一夫	〃 〃 大字阿部品 947	〃	〃
	〃	小菅 勝利	小菅 勝利	〃 〃 大字物井 413-10	〃	〃
	〃	松本 三男	松本 三男	〃 〃 〃 1537	〃	〃
	〃	上野 幸雄	上野 幸雄	〃 〃 大字鹿 1836	〃	〃
	〃	小島 信市	小島 信市	〃 〃 大字桑ノ川 405-5	〃	〃
	〃	田村 忠男	田村 忠男	〃 〃 大字高田 2398-1	〃	〃
	〃	高山 泰治	高山 泰治	〃 〃 〃 1019-1	〃	〃
	〃	高松 信雄	高松 信雄	〃 〃 大字阿部岡 26-2	〃	〃
	〃	梅川 幸男	梅川 幸男	〃 〃 大字三谷 512	〃	〃

理 事	塚田 義男	塚田 義男	芳賀郡二宮町大字水戸部327	14.2.2	14.4.1
〃		岩沼 正	〃 〃 大字高田582		〃
〃		小倉 健一	真岡市東大島1093		〃
監 事	堀川 喜一		〃 〃 大字桑ノ川380	14.2.2	
〃	荒井 清一		〃 〃 大字高田1902-1	〃	
〃	高山 和男	高山 和男	〃 〃 〃 1000-1	〃	14.4.1
〃		光菅 貴一	〃 〃 〃 1872		〃

○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人について退任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成18年 5 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	清算人氏名	住 所	退任年月日
平 石 第 一 土 地 改 良 区	森 静	宇都宮市平出町5611	17.11.25
	藍 原 清 次	〃 〃 5628	〃
	斉 藤 清 一	〃 〃 5830	〃
	森 芳 雄	〃 〃 5595	〃
	菊 池 勝 美	〃 〃 5750	〃
	森 清 文	〃 〃 5563-2	〃
	森 庄 平	〃 〃 5660	〃
	菊 池 博	〃 〃 5600	〃
	菊 池 光 正	〃 〃 5768	〃
	菊 池 誠 良	〃 〃 5765	〃
	藍 原 武	〃 〃 5630	〃
	鈴 木 和 弘	〃 〃 5446	〃
	宇 賀 田 浩	〃 〃 1828	〃
	亀 和 田 秀 雄	〃 〃 2169-6	〃
	神 山 昇 平	〃 柳田町799	〃
	永 見 一 郎	河内郡河内町大字下岡本365-1	〃

(農地計画課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成 18 年 5 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2013番1、 2013番2、2013番3、2013番4、2013番5、2014 番2、2017番4、2017番5、2018番4	宇都宮市上戸祭町3021番地7	株 式 会 社 む ぎ く ら
鹿沼市茂呂字岩石662番地62	鹿沼市深津2173番地4	株 式 会 社 ラ ッ ク
真岡市根本字栗木下1002番3 (開発行為に関する工事) 真岡市根本字栗木下1002番3地先	真岡市熊倉町4881番地10 コーポマウンテンA棟D号	蕎 麥 田 恵 子
真岡市清水字浅貝1380番24 (開発行為に関する工事) 真岡市清水字浅貝1380番24地先	真岡市東郷888番地 フレグランスB棟101号	小 澤 隆 幸 小 澤 里 美
芳賀郡芳賀町大字東水沼3539番	宇都宮市御幸ヶ原町10番地36 クラシティ御幸1208	荒 井 芳 彦
下野市下長田字南原5番7	下野市下古山2926番地1 ステラハウスA棟102号室	梅 山 正 広
下都賀郡大平町大字富田字前谷124番1	下都賀郡大平町大字富田381番地12 小島ハイツ201	萩 原 弘 志
下都賀郡壬生町大字安塚字拓生3367番3	下都賀郡壬生町大字壬生丁5番地1 スヤマハイツ2-1	野 口 正 美
下都賀郡大平町大字真弓字自在楽650番1	下都賀郡大平町大字新1034番地1 ハイツ緑ヶ丘C201	鈴 木 宏 彰 鈴 木 幸 子
下野市薬師寺字漆穂896番4、900番2、900番3	下野市薬師寺749番地	黒 川 圭 一
塩谷郡高根沢町大字平田字藤本637番4、467番 2	塩谷郡高根沢町大字平田637番地4	田 代 春 夫
塩谷郡高根沢町大字宝積寺字石神1674番1	塩谷郡高根沢町大字宝積寺1676番 地3	横 塚 勝 利
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字宿2441番3、 2441番6の一部	宇都宮市御幸ヶ原町31番地48 光コーポA-103	西 形 世 司 西 形 友 理 子
塩谷郡高根沢町大字西高谷字小林原169番2	真岡市荒町217番地1 クロコ・アパートC棟	河 崎 武 河 崎 利 江

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定したので告示する。

平成18年 5 月19 日

栃木県選挙管理委員会委員長 楡 木 良 裕

施 設 の 名 称	所 在 地
社 会 福 祉 法 人 常 盤 福 祉 会 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 万 葉	佐野市堀米町 1336-1

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第 1764 号	499	下から 2	大嶋 清	大嶋 清
〃	500	下から 1	青木吉巳 青木吉巳	青木吉巳 青木吉巳
〃	501	2	松本 博 松本 博	松本 博 松本 博